

平成25年3月12日

第2470号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

○秋田県児童会館の使用に係る利用料金の承認（88・子育て支援課）	1
○国土調査の指定（89・農山村振興課）	5
○家畜伝染病を予防するための検査の実施（90・畜産振興課）	6
○家畜伝染病を予察するための検査の実施（91・畜産振興課）	7
○秋田県屋外広告物条例第28条の2第2項の条例制定等事務を処理する市町村（92・都市計画課）	8
○屋外広告物の禁止地域の一部改正（93・都市計画課）	8
○屋外広告物の禁止物件の廃止（94・都市計画課）	8
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定（95・建築住宅課）	8
○平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（96・建築住宅課）	8
○道路区域の変更及び供用開始（97・秋田地域振興局建設部）	10
○道路区域の変更（98・雄勝地域振興局建設部）	10

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）	11
○土地改良区連合の役員の退任の届出（北秋田地域振興局農林部）	11

教育委員会告示

○教育委員会会議の開催（2・教育庁総務課）	11
-----------------------	----

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（9）	12
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（10）	12
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（11）	12
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（12）	13
○秋田県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日（13）	13
○秋田県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間（14）	13
○秋田県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日（15）	13

選挙管理委員会公告

○秋田県選挙管理委員会分室の設置	14
○秋田県選挙管理委員会分室において処理すべき事務	14

告 示

秋田県告示第88号

秋田県児童会館条例(平成17年秋田県条例第72号)第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県児童会館の使用に係る利用料金を承認したので、同条第3項の規定により、公告する。

承認した秋田県児童会館の使用に係る利用料金は、平成25年4月1日から適用する。

平成25年3月12日

秋田県知事 佐竹敬久

1 ホールの利用料

区 分	利 用 料 の 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで

入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が300円以下の場合	児童の健全な育成のために利用するとき	9,200円	15,400円	15,400円
	その他の目的のために利用するとき	13,800円	22,900円	22,900円
入場料1人当たりの最高額が301円以上1,000円以下の場合	児童の健全な育成のために利用するとき	15,400円	25,800円	25,800円
	その他の目的のために利用するとき	20,700円	34,400円	34,400円
入場料1人当たりの最高額が1,001円以上の場合	児童の健全な育成のために利用するとき	18,300円	30,800円	30,800円
	その他の目的のために利用するとき	27,500円	45,800円	45,800円

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に使用する場合（児童の健全な育成のために利用する場合を除く。）の利用料の額は、この表に定める額に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) この表において「入場料」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- (3) 使用者が入場料を徴収しない場合又は1人当たりの最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合で、営業その他これに類する目的をもって利用するときは、入場料1人当たりの最高額が1,001円以上の場合の利用料を徴収する。

2 冷暖房設備の利用料

区 分	利用料の額（1時間につき）	
	児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき
ホール	2,000円	2,100円

備考 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

3 ピアノ及び電子オルガンの利用料

区 分	利用料の額（1台1時間につき）	
	児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき
グランドピアノ	1,600円	1,700円
アップライトピアノ	520円	580円
電子オルガン	1,600円	1,700円

備考 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

4 拡声設備、照明設備、映写設備及び舞台設備の利用料

区 分		利用の単位	利 用 料 の 額			
			第1号の表に掲げる午前の時間帯に利用する場合		第1号の表に掲げる午後又は夜間の時間帯に利用する場合	
			児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき	児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき
拡声設備	音響装置（マイク1本付き）	1式につき	1,600円	1,700円	2,600円	2,900円
	テープレコーダー	1台につき	830円	910円	1,400円	1,500円
	コンパクトディスクプレーヤー		830円	910円	1,400円	1,500円
	ミニディスクプレーヤー		830円	910円	1,400円	1,500円
	ワイヤレスマイク	1個につき	830円	910円	1,400円	1,500円
	マイク	1本につき	520円	580円	860円	960円
	移動型スピーカー	1台につき	250円	280円	420円	460円
	跳ね返りスピーカー		250円	280円	420円	460円
照明設備	第1ボーダーライト	1式につき	1,000円	1,100円	1,700円	1,900円
	第2ボーダーライト		1,000円	1,100円	1,700円	1,900円
	プロセニウムライト		1,000円	1,100円	1,700円	1,900円
	第1サスペンションライト		1,000円	1,100円	1,700円	1,900円
	第2サスペンションライト		1,000円	1,100円	1,700円	1,900円
	ホリゾンライト		1,600円	1,700円	2,600円	2,900円
	シーリングスポットライト		1,600円	1,700円	2,600円	2,900円
	フロントサイドスポットライト（4列）		830円	910円	1,400円	1,500円
	センターピンスポットライト（2列）		670円	740円	1,100円	1,200円
	天井反射板ライト		520円	580円	860円	960円

	トーマンタルライト (2列)		310円	350円	520円	580円
	バルコニスポットラ イト(6列)		520円	580円	860円	960円
	花道フットライト(2 列)		100円	110円	180円	200円
	花道上部フットライト (4列)		310円	350円	520円	580円
	ローアホリゾンライト (8本)		500円	540円	830円	910円
	フットライト(2列)		310円	350円	520円	580円
	平 ^{とつ} 凸8インチレンズス ポットライト(移動 式)		620円	690円	1,000円	1,100円
	フレネル8インチレン ズスポットライト(移 動式)		730円	810円	1,200円	1,400円
	平 ^{とつ} 凸6インチレンズス ポットライト(移動 式)		160円	180円	260円	290円
	フレネル6インチレン ズスポットライト(移 動式)		160円	180円	260円	290円
	フットスポットライト (移動式)		160円	180円	260円	290円
	ディスクマシン		420円	460円	700円	770円
	スパイルマシン		420円	460円	700円	770円
	フィルムマシン		420円	460円	700円	770円
映写設備	16ミリ用映写機(スク リーンを含む。)	1式につき	1,900円	2,100円	3,200円	3,500円
	スライド用映写機(ス クリーンを含む。)		420円	460円	700円	770円
舞台設備	金びょうぶ	1双につき	670円	740円	1,100円	1,200円
	所作台	1式につき	1,900円	2,100円	3,200円	3,500円

	平台		670円	740円	1,100円	1,200円
	オーケストラピット	1基につき	2,500円	2,800円	4,200円	4,600円
	舞台せり上げ装置		670円	740円	1,100円	1,200円
	音響反射板	1式につき	1,200円	1,400円	2,100円	2,300円
	バック幕	1枚につき	250円	280円	420円	460円
	暗転幕		250円	280円	420円	460円

5 持込み器具に係る電力設備の利用料

区 分	利用料の額（1時間につき）	
	児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき
持込み器具の定格消費電力の合計が1回路につき1キロワット未満	30円	30円
持込み器具の定格消費電力の合計が1回路につき1キロワット以上3キロワット未満	100円	100円
持込み器具の定格消費電力の合計が1回路につき3キロワット以上5キロワット未満	160円	170円
持込み器具の定格消費電力の合計が1回路につき5キロワット以上	330円	350円

備考 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

秋田県告示第89号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第5項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
平成25年3月5日
- (3) 調査を行う者の名称
秋田市
- (4) 調査地域
秋田市大字河辺和田の一部
- (5) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 2(1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
平成25年3月5日

- (3) 調査を行う者の名称
男鹿市
- (4) 調査地域
男鹿市五里合大字鮎川の一部
- (5) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3(1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
平成25年3月5日
- (3) 調査を行う者の名称
横手市
- (4) 調査地域
横手市大字大森町の一部
- (5) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4(1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
平成25年3月5日
- (3) 調査を行う者の名称
大館市
- (4) 調査地域
大館市大字花岡町の一部
- (5) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 5(1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
平成25年3月5日
- (3) 調査を行う者の名称
潟上市
- (4) 調査地域
潟上市大字天王の一部
- (5) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

秋田県告示第90号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための検査を実施するので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月12日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症及び腐^モ蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	家畜又はその死体の種類及び範囲
ブルセラ病の検査	県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生予防のために必要と認めた牛
結核病の検査	1. 北秋田市、上小阿仁村、能代市、藤里町、三種町、八峰町、秋田市、男鹿市、	実施する区域で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している乳用雌牛（生後24か月未満のものを除く。）

	湯上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、にかほ市、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村	
	2. 県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生予防のために必要と認めた牛
ヨーネ病の検査	1. 大館市、北秋田市、上小阿仁村、由利本荘市（旧本荘市、旧岩城町、旧東由利町、旧由利町の区域）大仙市（旧神岡町、旧西仙北町、旧南外村の区域）	実施する区域で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後24か月未満のものを除く。）
	2. 県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生予防のために必要と認めた牛
伝達性海綿状脳症の検査	県内全域	実施する区域で死亡した牛（生後24か月未満のものを除く。）
馬伝染性貧血の検査	県内全域	平成25年4月1日前5年間に於いて当該疾病の検査を受けていない馬（生後180日未満のもの及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。）及び実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた馬
家きんサルモネラ感染症の検査	県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた鶏、あひる、うずら及び七面鳥
腐蝕病の検査	北秋田市、上小阿仁村、大館市、秋田市、横手市	実施する区域で飼育されている蜜蜂の群

3 実施期日及び場所

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

4 検査の方法

- (1) プルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血にあつては、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に定める方法及び農林水産省の指示による。
- (2) 家きんサルモネラ感染症及び腐蝕病にあつては、国が定める病性鑑定指針による。

秋田県告示第91号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予察するための検査を実施するので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	家畜又はその死体の種類及び範囲
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査	県内全域	これらの疾病を予防するワクチンを接種していない牛であつて、実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生を予察するため必要と認めた牛

3 実施期日及び場所

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

4 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査による。

秋田県告示第92号

秋田県屋外広告物条例（昭和49年秋田県条例第20号）第28条の2第2項の規定により、次のとおり市町村が条例制定等事務を処理することとしたので、同条第3項の規定により、当該市町村の名称及び当該市町村が処理を開始する期日を告示する。

平成25年3月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
横手市	平成25年4月1日

秋田県告示第九十三号

屋外広告物の禁止地域（昭和五十七年秋田県告示第百九十号）の一部を次のように改正する。

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十二日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第一号中(ハ)を削り、(ロ)を(イ)とし、(イ)から(ロ)までを(ロ)から(イ)までとする。

第三号中「秋田市」の下に「及び横手市」を加える。

第四号(一)中「秋田市」の下に「及び横手市」を加え、同号(四)中「区間」の下に「（横手市の区域を除く。）」を加える。

第五号中「及び秋田市」を「並びに秋田市及び横手市」に改める。

秋田県告示第九十四号

屋外広告物の禁止物件（平成十七年秋田県告示第百九十五号）は、廃止する。

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十二日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第95号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第77条の35の5第1項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	一般財団法人ベターリビング
住 所	東京都千代田区富士見二丁目7番2号
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	東京都千代田区富士見二丁目7番2号
業務の開始の日	平成25年4月1日
指定年月日	平成25年3月1日

秋田県告示第96号

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により、平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年秋田県規則第29号）第13条の規定に基づき、告示する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、秋田県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成25年3月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験
日時 平成25年7月7日(日) 午前10時から午後5時10分まで
場所 秋田県J Aビル(秋田市八橋南二丁目10番16号)
 - イ 設計製図の試験
日時 平成25年9月15日(日) 午前11時から午後4時まで
場所 秋田県生涯学習センター(秋田市山王中島町1番1号)
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験
日時 平成25年7月28日(日) 午前10時から午後5時10分まで
場所 秋田県J Aビル(秋田市八橋南二丁目10番16号)
 - イ 設計製図の試験
日時 平成25年10月13日(日) 午前11時から午後4時まで
場所 秋田県J Aビル(秋田市八橋南二丁目10番16号)
- 2 学科の試験の科目
建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工
- 3 受験申込みの手続
 - (1) 郵送による受験申込み
郵送による受験申込みについては、以下ア又はイに該当する者に限り行うことができる。
 - ア 過去に二級(木造)建築士の受験をしたことがある者のうち、平成24年以前の二級(木造)建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者
 - イ 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者
 - (ア) 受験申込受付期間：平成25年3月19日(火)から同年4月3日(水)まで
 - (イ) 受験申込方法及び郵送：次の宛先(締切日までの消印のあるもの)に簡易書留で郵送すること。
104-0031 東京都中央区京橋2-14-1 財団法人建築技術教育普及センター本部
 - (2) インターネットによる受験申込み
 - ア 受験申込みの受付
期間 平成25年3月28日(木)から同年4月3日(水)まで
時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
 - イ 受験申込みの方法
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。
 - (3) 受付場所における受験申込み
 - ア 受験申込みの受付
場所 社団法人秋田県建築士会(秋田市山王一丁目7番3号 山王ウエスタンビル3階)
社団法人秋田県建築士会北秋支部(大館市有浦一丁目8番33号 大館北地区コミュニティセンター)
期間 平成25年4月11日(木)から同月15日(月)まで(北秋支部の受付は、平成25年4月11日(木)のみ)
時間 午前10時から午後5時まで
 - イ 受験申込みの方法
受験申込書は、直接受付場所に提出すること。
- 4 合格者の発表
合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。
なお、学科の試験については、二級建築士試験は平成25年8月下旬に、木造建築士試験は平成25年9月上旬に、それぞれ合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。
- 5 試験についての問い合わせ先
財団法人建築技術教育普及センター東北支部(電話022-223-3245)
社団法人秋田県建築士会(電話018-863-6348)
- 6 その他
 - (1) 設計製図の試験の課題は、平成25年6月上旬から財団法人建築技術教育普及センター東北支部及び社団法人秋田県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験会場においても掲示する。
 - (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出

ること。

秋田県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成25年3月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)	
県 道	旧	男鹿琴丘線	A	南秋田郡大潟村字大潟140番1 から字西五丁目1番まで	18.00	0.087
			B	〃	12.50～18.00	0.060
	新	男鹿琴丘線	A	南秋田郡大潟村字大潟140番1 から字西五丁目1番まで	18.00	0.087

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 供用開始の期日 平成25年3月13日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年3月12日から同月25日まで

秋田県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年3月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)		
県 道	旧	湯沢栗駒公園線	A	湯沢市高松字天矢場13番1地先から 字下新田山1番1地先まで	10.00～38.00	1.052	
			B	〃	10.00～55.00	0.686	
	新	湯沢栗駒公園線	A	湯沢市高松字天矢場13番1地先から 字下新田山1番1地先まで	10.00～40.70	0.686	
			B	湯沢市高松字天矢場23番11から 2番6まで	8.00～123.00	0.568	
			C	湯沢市高松字天矢場2番6地先から 字下新田5番まで	9.20～26.20	0.218	
			D	湯沢市高松字天矢場22番1 から 26番2まで	8.90～19.20	0.089	
	県 道	旧	湯沢栗駒公園線	A	湯沢市高松字天矢場13番1地先から 字下新田山1番1地先まで	10.00～40.70	0.686
				B	湯沢市高松字天矢場23番11から 2番6まで	8.00～123.00	0.568
C				湯沢市高松字天矢場2番6地先から 字下新田5番まで	9.20～26.20	0.218	

			D	湯沢市高松字天矢場22番1から26番2まで	8.90~19.20	0.089
新	湯沢栗駒公園線		A	湯沢市高松字天矢場13番1地先から字下新田山1番1地先まで	10.00~40.70	0.686

この表において「A」、「B」、「C」及び「D」とは関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年3月12日から同月25日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年1月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 かわかみ
- 3 代表者の氏名
中 村 鉄 司
- 4 主たる事務所の所在地
鹿角郡小坂町小坂字濁川36番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域在住の高齢者に対し、福祉サービスを提供するとともに高齢者相互の交流を図ることによって地域活性化に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第16項の規定により、米代川筋土地改良区連合から次のとおり役員（退任）の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任監事の住所及び氏名

大館市二井田字上四羽出9番地1

小 畑 守

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第2号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成25年3月12日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

- 1 日時
平成25年3月14日午後2時
- 2 場所
教育委員会委員室
- 3 案件
 - (1) 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について
 - (2) 市町村立学校職員の給与等に関する規則及び市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について
 - (3) 秋田県立海洋技術高等学校練習船に関する規則を廃止する規則案について
 - (4) 能代市立能代商業高等学校の廃止の認可について

- (5) 秋田県産業教育審議会委員の任命について
- (6) 秋田県文化財保護審議会委員の任命について
- (7) 秋田県指定文化財の指定等について
- (8) あきたの教育振興に関する基本計画「平成25年度実施計画」(案)について
- (9) その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので告示する。

平成25年3月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,192

3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

213,697

秋選管告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので告示する。

平成25年3月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,013
能代市山本郡	25,631
横手市	27,657
大館市	21,958
男鹿市	9,258
湯沢市雄勝郡	19,884
鹿角市鹿角郡	11,319
由利本荘市	23,544
潟上市	9,546
大仙市仙北郡	31,095
北秋田市北秋田郡	11,134
にかほ市	7,509
仙北市	8,325
南秋田郡	7,321

秋選管告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分

の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので告示する。

平成25年3月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,192

3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

213,698

秋選管告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので告示する。

平成25年3月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,013
能代市山本郡	25,631
横手市	27,657
大館市	21,958
男鹿市	9,258
湯沢市雄勝郡	19,884
鹿角市鹿角郡	11,323
由利本荘市	23,544
潟上市	9,546
大仙市仙北郡	31,095
北秋田市北秋田郡	11,134
にかほ市	7,509
仙北市	8,325
南秋田郡	7,321

秋選管告示第13号

平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により、平成25年3月21日と定めたので告示する。

平成25年3月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第14号

平成25年4月7日執行の秋田県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の基準日、登録日及び縦覧期間を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成25年3月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 基準日 平成25年3月28日
(年齢については4月7日)
- 2 登録日 平成25年3月28日
- 3 縦覧期間 平成25年3月29日

秋選管告示第15号

平成25年4月7日執行の秋田県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により、平成25年3月29日と定めたので告示する。

平成25年3月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙管理委員会公告

平成25年4月7日執行の秋田県議会議員補欠選挙の事務を処理するため、秋田県選挙管理委員会規程(昭和28年秋選管告示第54号)第13条の2第1項の規定により、次のとおり秋田県選挙管理委員会分室を設ける。

平成25年3月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 分室の名称及び場所

分 室 の 名 称	場 所
秋田県選挙管理委員会 雄勝分室	湯沢市千石町二丁目1番10号 雄勝地域振興局内

2 分室の設置期間

平成25年3月12日から同年4月25日まで

秋田県選挙管理委員会規程(昭和28年秋選管告示第54号)第13条の2第3項の規定により、平成25年4月7日執行の秋田県議会議員補欠選挙において秋田県選挙管理委員会分室が処理すべき事務を次のとおり定める。

平成25年3月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

処理すべき事務

- 1 選挙運動用自動車及び拡声機の表示板の交付
- 2 腕章及び街頭演説用標旗の交付
- 3 選挙事務所に関する届出の受理
- 4 出納責任者に関する届出の受理
- 5 選挙運動に従事する事務員等の届出の受理
- 6 選挙公報の届出の受理等に関する事務
- 7 選挙公営に関する事務
- 8 選挙運動に関する収支報告書の受理
- 9 当選の告知及び当選証書の交付
- 10 その他委員長が指定するもの